

会 員 各 位

一般社団法人 東京都トラック協会
会 長 千 原 武 美

事業実績報告書の提出について

拝啓 陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記については貨物自動車運送事業報告規則の定めるところにより事業実績報告書の提出が義務づけられておりますので、下記により提出方お願い致します。

敬具

記

1. 提出対象事業者

平成30年3月31日現在で貨物自動車運送事業の許可を有する事業者は、すべて提出して下さい。

(新規許可事業者で同日までに運輸開始をしていない事業者は提出する必要がありません。)

2. 提出期日

(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に係る事業実績報告書を支部事務局に提出する方は6月30日、東京運輸支局に直接提出する方は7月10日までに提出して下さい。

なお、同報告書の内容で、輸送トン数欄の実運送トン・・・自社の車で運送した分と利用運送トン・・・下請を利用して運送した分を区別して記入する。利用運送した場合は自社が元請になるため、営業収入(千円)欄にも荷主から收受した運送収入(100%)を自社の運送収入分として含めて記入することになります。

(ロ) 事業報告書(「営業報告書」)の提出も同規則に基づき提出が義務づけられておりますので、貴社の決算期経過後100日以内に提出して下さい。